

公布した規則一覧

令和 8 年

公布 番号	規則名
78	杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則
79	杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則
80	杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則
81	杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
82	杉並区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
83	杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 1 4 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 8 号

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和 4 7 年杉並区規則第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 3 各号中「3 6 6 万 1, 0 0 0 円」を「3 7 5 万 8, 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 1 条の 3 の規定は、令和 8 年 8 月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年 7 月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 1 4 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 7 9 号

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区難病患者福祉手当条例施行規則（昭和 5 2 年杉並区規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 3 各号中「3 6 6 万 1, 0 0 0 円」を「3 7 5 万 8, 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の 3 の規定は、令和 8 年 8 月以後の月分の難病患者福祉手当の支給について適用し、同年 7 月以前の月分の難病患者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 1 4 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 8 0 号

杉並区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

杉並区児童育成手当条例施行規則（昭和 4 6 年杉並区規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号中「3 6 6 万 1, 0 0 0 円」を「3 7 5 万 8, 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、令和 8 年 6 月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同年 5 月以前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 8 1 号

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規
則

杉並区心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和 4 8 年杉並区規則
第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 4 各号中「3 6 6 万 1, 0 0 0 円」を「3 7 5 万 8, 0 0 0 円」に改め
る。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の 4 の規定は、令和 8 年 9 月 1 日以後に行われる療養に係る医
療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成について
は、なお従前の例による。

杉並区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 8 2 号

杉並区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
杉並区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成 5 年杉並区規則第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項第 2 号中「同条」を「同項各号」に改め、同条第 2 項中「1 5 日以内に医療証を申請したとき又は 1 5 日を超えて申請した場合で、当該期間内に申請ができなかったことがやむを得ない」を「3 月以内に前条第 1 項の申請をしたとき又は 3 月を超えて同項の申請をした場合で、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に申請ができなかった」に、「第 3 条に」を「第 3 条第 1 項各号に」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 7 条第 2 項の規定は、令和 8 年 1 0 月 1 日以後に杉並区子どもの医療費の助成に関する条例（平成 5 年杉並区条例第 1 8 号）第 3 条第 1 項各号に該当した者について適用し、同日前に同項各号に該当した者については、なお従前の例による。

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和 8 年 8 月 3 1 日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区規則第 8 3 号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例（令和 8 年杉並区条例第 3 6 号）の施行期日は、令和 8 年 9 月 3 0 日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。